介護保険係からのお知らせ

◆介護保険の認定を受けている65歳以上の人へ 所得税および村県民税の「障害者控除」の対象になります

村では、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の高齢者に対して、介護保険の要介護・要支援認定に関する情報をもとに、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書で、所得税・住民税の申告時に障害者控除を受けることができます。

税法上の基準は前年の12月31日です。障害者、特別障害者に該当するかについて、以下の基準に基づいて判断することとします。

1．前年の12月31日に介護認定（または申請中）を受けていること。
2．前年の12月31日に限定し、過年度分にはさかのぼらないこと。
3．認定調査での調査項目である「日常生活自立度」により判断すること。

つまり、平成30年12月31日に認定（または申請中）を受けており、調査項目である「日常生活自立度」の度合いで、基準に該当した場合、平成30年分ということで、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

◆障害者控除の適用を受けられる人は？

対象者ご本人、または対象者を扶養している人です。

◆「障害者控除対象者認定書」を受けることができる人（対象者）は？

南阿蘇村に住所をおく65歳以上の人で、平成30年12月31日を基準日として介護保険認定調査を受けている人のうち、下表いずれかに該当する人です。

なお、すでに障害者手帳（1～6級）をお持ちの人は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要はありません。

【障害者控除対象者認定基準】

	障害区分	判定基礎	判定基準
障害者控除対象者	身体障害者（3～6級に準ずる）	介護保険認定調査での障害高齢者の日常生活自立度	B1またはB2
	知的障害者（軽度・中度に準ずる）	介護保険認定調査での認知症高齢者の日常生活自立度	ⅢaまたはⅢb
特別障害者控除対象者	身体障害者（1～2級に準ずる）	介護保険認定調査での障害高齢者の日常生活自立度	C1またはC2
	知的障害者（重度に準ずる）	介護保険認定調査での認知症高齢者の日常生活自立度	ⅣまたはM

◆申請方法および申請に必要なもの

1．申請方法
- 申請は本人または家族に限定します。
- 健康推進課高齢者支援係の窓口に備え付けの「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。
- 認定書は、審査の上、後日郵送にて交付します。
- 認定書の発行手数料は無料です。

2．申請に必要なもの
（1）障害者控除対象者認定書交付申請書
（2）対象者本人の介護保険被保険者証（写しでも可）
（3）印鑑（認印で可）

なお、次のことについて、ご注意ください。

※日常生活自立度による判断のため、要支援・要介護認定を受けていても、必ずしも障害者控除（障害者・特別障害者）に該当するとは限りませんので、ご了承ください。

〈問い合わせ〉健康推進課 介護保険係　TEL（67）2704